

第5節 その他の医療を提供する体制の確保

1 血液の安定確保等

(1) 血液の安定確保

【現状と課題】

- 少子高齢化の進行による献血可能年齢人口の減少に伴い、全国と同様に、本県でも若年層の献血者が減少する傾向にあり、令和4年度の献血者数は、63,981人となっています。

また、高齢者の増加や疾病構造の変化等により輸血用血液の需要の増大が見込まれております。

【図表5-5-1】年齢別献血者数の推移 (単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
60代	6,264	6,905	7,699	8,254	9,174
50代	14,868	16,133	17,160	17,809	18,306
40代	16,802	17,650	17,753	17,142	16,250
30代	11,598	12,140	11,877	11,331	10,502
20代	9,363	9,080	8,430	8,167	7,791
10代	2,945	2,681	2,096	1,884	1,958
計	61,840	64,589	65,015	64,587	63,981
目標量	62,499	64,757	65,198	66,820	65,888
達成率	98.9%	99.7%	99.7%	96.7%	97.1%

[県薬務課調べ]

- 献血の意思はあっても血液の比重不足、血圧、服薬等により献血できなかった人が、令和4年度は全献血受付者の約9.2%を占めています。そのうち比重不足者が約50%を占めています。特に女性の献血不適格者の比重不足が目立ちます。

【図表5-5-2】献血不適格者数の状況（令和4年度）（単位：人）

	献血受付者	献血不適格者		献血者
		比重不足	その他	
男性	50,929	562	1,832	48,535
女性	19,509	2,670	1,393	15,446
合計	70,438	3,232	3,225	63,981

[県薬務課調べ]

- 本県の医療機関で使用される輸血用血液は、九州血液センターからの広域供給体制となり、九州ブロック内の需給バランスを調整しながら不足することがないように供給されています。
- 献血による善意の血液が有効かつ適正に使用されるよう、医療機関に対し、輸血用血液製剤の使用適正化を要請していく必要もあります。

【施策の方向性】

- 「令和5年度鹿児島県献血推進計画」の「第5 目標を確保するために必要な措置」の「3 若年層の献血者確保に関する事項」を参照。
- 「令和5年度鹿児島県献血推進計画」の「第5 目標を確保するために必要な措置」の「6 献血できなかった人への対策に関する事項」を参照。
- 「令和5年度鹿児島県献血推進計画」の「第5 目標を確保するために必要な措置」の「7 血液製剤の使用適正化の推進に関する事項」を参照。
- 「令和5年度鹿児島県献血推進計画」の「第6 関係者の役割」の「1 県」を参照。

(2) 骨髄バンク

【現状と課題】

- 令和5年3月末時点での骨髄提供希望者（以下「ドナー」という。）登録者数（累計）は、全国で544,305人、本県では、4,619人となっています。

【図表5-5-3】 骨髄提供希望者累計登録者数 (単位：人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
全国	509,263	529,965	530,953	537,820	544,305
本県	4,552	4,716	4,690	4,682	4,619

[骨髄移植推進財団調べ]

- 骨髄移植は、患者の白血球の型が骨髄提供者の型と一致する必要があり、その確率は、兄弟姉妹間で4分の1、非血縁者間で数百から数万分の1と言われており、多くのドナー登録が必要です（実際に移植を受けることができるのは患者の約6割）。
- 骨髄移植を受けることを希望している患者数は、令和5年3月末現在で全国で1,219人、本県で26人となっています。
- 移植認定施設における非血縁者間での移植実施数は、令和5年3月末までの累計で、全国で27,269例、本県357例となっています。
- ドナー登録ができる窓口は、献血プラザかもいけクロス、献血ルーム天文館と県内の11保健所（指宿、加世田、川薩、出水、始良、志布志、鹿屋、西之表、屋久島、名瀬、徳之島）です*1。

【施策の方向性】

- 骨髄バンク推進月間等を通じ、広く県民に普及啓発するとともに、一人でも多くの骨髄移植希望者は移植を受けられるよう、骨髄移植推進財団や血液センターと協力し、保健所でのドナー登録や献血併行型ドナー登録の推進に努めます。

*1 平成27年11月から屋久島、名瀬、徳之島保健所でも登録受付を開始。

2 リウマチ, アレルギー疾患対策

【現状と課題】

ア リウマチ対策の必要性

- 我が国のリウマチ患者数は、60万人から100万人と推定されています。
リウマチは、効果的な対処療法はあるものの根治的な治療法が確立されていませんが、特に、新規に発症した場合、早期から積極的な治療を開始することで、関節破壊の完全な阻止を期待できる治療方法が確立されつつあることから、早期診断・早期治療が重要です。
- 適切な治療をしないまま悪化するまで放置された場合、軟骨・骨の破壊により関節機能が低下して日常生活動作（ADL）の障害を来とし、ひいては生活の質（QOL）の低下を招きます。
- 本県においても、患者の生活の質の維持・向上を図るため、医療提供等の確保と情報提供・相談体制の確保が必要です。

イ アレルギー疾患対策の必要性

- 国民の約2人に1人が気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギーなどのアレルギー疾患に罹患していると推定され、その患者数は近年増加傾向にあります。
- アレルギー疾患対策を総合的に推進することを目的として、平成27年12月に「アレルギー疾患対策基本法」が施行され、地方公共団体の責務として、アレルギー疾患に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めなければならないなどとされました。

【施策の方向性】

ア リウマチ対策

- 関節リウマチ診療ガイドライン等の普及・啓発を進めるとともに、関係機関・団体等との連携を図り、適切な医療が確保されるよう努めます。
- 保健所や難病相談・支援センターにおいて、相談に対応するとともに、医師会等の関係機関・団体とも連携を図り、情報提供を行います。

イ アレルギー疾患対策

平成29年3月に策定（令和4年3月一部改正）された「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」等に基づき、市町村、医療関係者、アレルギー疾患患者等と協議しながら、アレルギー疾患対策の推進に努めます。

ウ 医療提供体制の構築

令和2年3月に拠点病院を指定し、鹿児島県アレルギー疾患医療連携体制の構築、整備に努めています。

3 その他

【現状と課題】

ア 石綿による健康被害対策の現状

保健所に設置した相談窓口で石綿による健康被害に係る救済制度の申請及び相談に対応しています。

イ 脳脊髄液減少症^{せきずい}対策の現状

○ 平成23年10月に厚生労働省の研究班により「脳脊髄液漏出症の画像診断基準」が公表され、平成24年6月には、治療法である硬膜外自家血注入療法(いわゆるブラッドパッチ療法)が先進医療として認められました。また、平成28年4月には同療法が保険適用となりました。

○ 本県においては、診療が可能な医療機関等の情報提供等を行っています。

ウ 臓器移植の現状

全国的に臓器提供件数は、新型コロナ発生下の令和2年度に減少しましたが、それ以前の水準に向けて回復傾向にあるため、県民等に対して、引き続き、臓器移植に関する知識の普及啓発等が必要です。

【図表5-5-4】臓器提供件数の推移

(ア) 腎臓		(件)				
区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	
全国	99	111	65	79	112	
うち本県	1	3	0	0	1	

[公益社団法人日本臓器移植ネットワーク資料]

(イ) 角膜		(件)				
区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	
全国	720	725	466	505	575	
うち本県	1	2	0	0	0	

[公益財団法人日本アイバンク協会資料]

【図表5-5-5】診療を実施していると回答した医療機関

区分	回答数	所在地
腎臓移植	1	鹿児島1
角膜移植	3	鹿児島2, 南薩1

[令和4年度県医療施設機能等調査]

【施策の方向性】

ア 石綿による健康被害対策

石綿による健康被害に関する相談に対応するとともに、救済制度の周知に努めます。

イ 脳脊髄液減少症対策

脳脊髄液減少症に関する相談に対応するとともに、関係機関と連携し、県民や医療関係者等に対する普及啓発に努め、患者の支援を推進します。

ウ 臓器移植の普及啓発等

○ 臓器移植の推進役である県臓器移植コーディネーターや関係機関・団体との連携を図りながら、県民に対し、臓器移植に関する知識の普及啓発に努めます。

○ 医療機関内で臓器移植に関する調整を行う院内移植コーディネーターと県臓器移植コーディネーターとの連携が図られるよう、定期的な情報交換を促進します。